

小牧市学校給食センター食物アレルギー対応給食実施要領

平成23年 3月31日
22小教学給第116号

(趣旨)

第1条 この要領は、小牧市学校給食センター（以下「給食センター」という。）が、食物アレルギー性疾患を有する児童及び生徒（以下「アレルギー児等」という。）に対して、食物アレルギー起因食品を除去した学校給食（以下「除去食」という。）を提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2条 除去の対象とする食物アレルギー起因食品は、卵及び乳（以下「卵等」という。）とする。

2 給食センターは、調理が可能な場合に限り、卵等を除去した除去食の調理をするものとする。

(実施時期)

第3条 除去食の提供は、通年とする。ただし、小学校1年生については、その年度の2学期の給食開始日からとする。

(実施対象校)

第4条 除去食を提供できる対象校は、給食センターが給食を提供している小牧市立小中学校全25校とする。

(調整協議)

第5条 除去食の実施に伴い、教育委員会事務局学校給食課（以下「学校給食課」という。）は前条の対象校及び教育委員会が必要と認める者と十分な調整及び協議を行う。

2 前項の調整及び協議は、次の者による調整会議の場において行う。

- (1) 学校給食課長（以下「課長」という。）
- (2) 各学校給食センター所長
- (3) 学校長の代表
- (4) 養護教諭（各給食センター配膳校の代表3人以内）
- (5) 学校給食センター学校栄養職員及び栄養教諭
- (6) その他教育委員会が認める者

3 前項の調整会議は、課長が招集し、会務を総理する。なお、南部学校給食センター所長は、課長を補佐し、課長に事故あるときは、その職務を代理する。

(処務)

第6条 除去食の提供に係る事務は、学校給食課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 小牧市南部学校給食センター食物アレルギー対応給食実施要領（平成22年3月31日21小教庶第692号）は、廃止する。
- 3 東部学校給食センター及び北部学校給食センターにおける除去食の提供開始日は、第3条の規定にかかわらず、平成23年度2学期の給食開始日とする。
- 4 東部学校給食センター及び北部学校給食センターにおける除去食の提供は、教育委員会が適当と認める時期までは、当分の間、試行とする。